

地方公営企業法適用及び公営企業会計システム導入等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 実施目的

大熊町では、令和8年4月から地方公営企業法の適用を予定しており、それにあわせて公営企業会計システムの使用を開始する必要がある。

本業務は、総合的なパッケージシステムの導入を前提とし、町民サービス品質の向上、業務の効率化、下水道事業法適化による公営企業会計システムの円滑な導入及びシステム運用経費の削減を目的とするものである。

2 業務の概要

(1) 業務名称

地方公営企業法適用及び公営企業会計システム導入等業務委託
(以下、「本業務」という。)

(2) 業務内容

別紙「地方公営企業法適用及び公営企業会計システム導入等業務委託仕様書」(以下、「仕様書」という。)のとおり

3 参加資格

仕様書で提示する業務を的確に実施する能力を有し、次に掲げる条件を全て満たしている法人とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本業務公募時点で提案者の本社所在地における都道府県知事または大熊町長からの指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てがなされた者(これら手続開始の決定後、大熊町の入札参加資格の認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員であることその他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等が存在しないこと。

(6) 上下水道料金システム及び公営企業会計システムからの移行実績があること。

(7) 業務を確実に履行できる体制及び同種・類似業務の履行実績を有すること。

4 提案上限額

11,000,000円

5 スケジュール

項目	日程
公募開始	令和7年7月4日(金曜日)
質問受付期限	令和7年7月10日(木曜日)午後5時まで
質問回答	令和7年7月17日(木曜日)午後5時まで
参加申請書提出期限	令和7年7月22日(火曜日)午後5時まで
企画提案書提出期限	令和7年7月24日(木曜日)午後5時まで
審査結果の通知	令和7年7月28日(月曜日)以降

※本プロポーザルにおいては、原則としてプレゼンテーション及びシステムデモンストレーションは実施しないものとする。

6 質問書の提出

本プロポーザルの仕様書等に関して不明な点がある場合は、「質問書」(様式第1号)を作成し、電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「【質問書】地方公営企業法適用及び公営企業会計システム導入等業務委託」とすること。なお、電話による質問は受け付けない。

(1) 提出書類

質問書(様式第1号)

(2) 提出期限

令和7年7月10日(木曜日)午後5時まで

(3) 提出先

大熊町役場復興事業課 fukkoujigyo@town.okuma.fukushima.jp

(4) 提出方法

電子メールに添付して送付すること。

添付ファイルはパスワード付の圧縮又は暗号化を実施すること。

(5) 質問に対する回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和7年7月17日（木曜日）午後5時までに大熊町役場のホームページに公表する。なお、個別での回答は行わない。

7 参加申請

本プロポーザルに参加する場合は、「参加申請書」（様式第2号）に必要事項を記載し、期限までに提出すること。

(1) 提出書類

- ①参加申請書（様式第2号）
- ②会社概要（様式第3号）
- ③守秘義務誓約書（様式第4号）
- ④業務実施体制書（様式第5号）
- ⑤暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第6号）

(2) 提出期限

令和7年7月22日（火曜日）午後5時まで

(3) 提出部数

代表者印押印のもの1部

(4) 提出先

大熊町役場復興事業課下水道係

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717

電話：0240-23-7091

担当：志賀、細川

(5) 提出方法

電子メール（PDFデータ）、郵送（簡易書留）または持参

電子メールの場合には受信確認、郵送の場合には事前連絡、持参時には予め提出日時を連絡すること。

メールアドレス：fukkoujigyo@town.okuma.fukushima.jp

8 企画提案

参加申請後、仕様書に基づき大熊町にとって最適な方策を提案すること。

(1) 提出書類

- ①企画提案書（任意様式）
- ②企業の過去5年間の実績を証明する書類の写し（任意様式）
- ③予定管理技術者の過去5年間の実績を証明する書類の写し（任意様式）
- ④予定担当技術者の過去5年間の実績を証明する書類の写し（任意様式）
- ⑤予定照査技術者の過去5年間の実績を証明する書類の写し（任意様式）
- ⑥共同体協定書の写し（共同体による応募の場合）
- ⑦概算見積書（任意様式）

(2) 提出期限

令和7年7月24日（木曜日）午後5時まで

(3) 提出先

大熊町役場復興事業課下水道係

〒979-1306 福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717

電話：0240-23-7091

担当：志賀、細川

(4) 提出方法

電子メール（PDFデータ）、郵送（簡易書留）または持参

電子メールの場合には受信確認、郵送の場合には事前連絡、持参時には
予め提出日時を連絡すること。

メールアドレス：fukkoujigyo@town.okuma.fukushima.jp

9 契約候補者の選定

選定については、書面審査により選定する。なお、本プロポーザルにおいては、原則としてプレゼンテーション及びシステムデモンストレーションは実施しないものとする。審査にあたっては、提案書等の内容を下記評価基準に基づき採点するものとし、評価点が最も高い者を優先交渉権者、次位の者を次点候補者として選定する。

(1) 評価項目と配点

参加申請書及び企画提案書の評価項目及び配点は下記のとおりとする。

区分	評価項目	評価基準	配点 (満点)	
1 企業の実績	・ 企業の実績	過去5年間の実績	—	20
2 配置技術者の実務実績	・ 管理技術者の実績	過去5年間の実績	20	50
	・ 担当技術者の実績	過去5年間の実績	20	
	・ 照査技術者の実績	過去5年間の実績	10	
3 業務実施方針	・ 業務実施方針	理解度	—	30
合計			—	100

1 0 失格事項

本プロポーザルに参加する者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に不備があると判断した場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 公平な審査を阻害する行為があった場合。
- (5) 本業務の履行が困難であると認められる状況に至った場合。
- (6) 上記各号に該当するほか、プロポーザルの中で著しく信義に反する等の行為があり、審査委員会により失格であると認められた場合。

1 1 契約

(1) 仕様の調整

本業務に係る契約は、審査委員会において決定された優先交渉権者と町が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。ただし、契約条件が合致しない場合や候補者が契約を辞退した場合には、審査結果において次点であった提案者と協議・調整を行い、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

(2) 契約金額の確定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

1 2 その他留意事項

- (1) このプロポーザルに要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 技術提案は、1 提案者につき 1 案とする。
- (3) 提出書類は日本語を用いて作成し、通貨は日本円とする。
- (4) 提出後の技術提案書の修正・変更・資料追加は、大熊町の依頼または合意があったもの以外は一切認めない。
- (5) 提出された書類、電子媒体は返却しない。
- (6) 審査結果に対しての異議申し立ては一切受け付けない。